

札幌市電力調達契約事務取扱要領

平成28年3月9日 財政局契約管理担当局長決裁

平成28年4月20日一部改正

平成29年2月28日一部改正

平成31年4月16日一部改正

令和2年6月30日一部改正

令和3年6月2日一部改正

令和4年7月26日一部改正

令和5年1月24日一部改正

令和5年6月5日一部改正

令和8年3月27日一部改正

令和8年9月25日一部改正

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 一般競争入札の手続き（第10条・第11条）

第3章 随意契約の手続き（第12条－第14条）

第4章 入札等情報の公表（第15条・第16条）

第5章 補則（第17－19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く）が調達する電力に係る契約（以下「電力調達契約」という。）の事務の処理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（契約の方法）

第2条 電力調達契約は、一般競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項の随意契約は、第3条又は第4条の規定に該当する場合に限り、これにすることができる。

(指名見積合せ)

第3条 予定価格が200万円以下であるときは、3人以上から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする指名見積合せの方法により契約を締結することができる。

(特定随意契約)

第4条 次の各号の一に該当するときは、特定者を相手方とする随意契約（以下「特定随意契約」という。）の方法により契約を締結することができる。

- (1) 一般競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (2) 一般競争入札に付し落札者が契約を締結しないとき。
- (3) 第6条に規定する入札参加意向調査において意向が示されなかったとき。
- (4) 予定価格が20万円未満のとき。
- (5) 調達の相手方が1者に特定されるとき。
- (6) 適切な予定使用電力量が見込めず、競争入札に適しないとき。
- (7) その他管財部長が特に認めるとき。

2 前項第1号の規定により特定随意契約による場合は、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第2号の規定により特定随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 第1項第3号から第7号の規定により特定随意契約による場合は、相手方の供給約款に基づくものとする。

(契約管理課長への契約締結依頼)

第5条 課長等（一般部局及び行政委員会事務局等の課長及びこれに準ずる者（担当課長及び主幹を含む。）をいう。以下同じ。）は、管財部長が特に認めるものについて、契約管理課長に対し、電力調達契約の締結を依頼することができる。

2 契約管理課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該依頼に係る電力調達契約を締結するとともに、当該依頼をした課長等にその旨を通知するものとする。

（入札参加意向調査）

第6条 課長等は、管財部長が特に認めるものについて、契約管理課長に対し、入札参加意向調査（事業者に対する電力調達契約の一般競争入札への参加意向に関する調査をいう。以下同じ。）の実施を依頼することができる。

2 前項の規定は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける契約（以下「政府調達対象契約」という。）には適用しない。

3 契約管理課長は、第1項の規定による依頼を受けたときは、当該依頼に係る入札参加意向調査を実施するとともに、当該依頼をした課長等にその調査結果を通知するものとする。

（契約の更新）

第7条 特定随意契約の方法により契約したものは、履行期間の満了後に同一条件での契約更新を可能とする定めがある場合であって、次期契約が第4条第1項第3号から第7号のいずれかに該当する場合に限り、契約の更新を行うことができる。

（長期継続契約）

第8条 電力調達契約は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約により契約を締結するものとする。

2 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。

以下「事務取扱要領」という。)第28条の規定は、前項の長期継続契約を締結する場合について準用する。

(履行検査)

第9条 電力調達契約における履行検査については、札幌市公共料金支払事務処理要領（令和8年9月25日会計室長決裁）の定めるところによる。

第2章 一般競争入札の手続き

(一般競争入札の手続き)

第10条 電力調達契約を一般競争入札の方法により締結しようとするときは、一次伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格条件等調書
- (2) 告示
- (3) 入札説明書
- (4) 契約書及び仕様書
- (5) 積算根拠書類
- (6) その他必要と認める書類

2 一般競争入札の執行手順は、この要領に特別の定めがある場合を除き、事務取扱要領第3条から第8条、第10条から第12条、第15条及び第16条の規定を準用する。

(契約の締結の決定等)

第11条 電力調達契約の締結の決定は、二次伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

- (1) 入札等執行調書
- (2) 委任状（入札代理人による入札があった場合に限る。）
- (3) 入札書
- (4) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (5) 契約書及び仕様書

(6) 落札告示（政府調達対象契約の場合に限る。）

(7) その他必要と認める書類

2 二次伺の決裁が終了したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

この場合において、相手方から契約保証金を徴する必要があるときは、その納入を確認した後でなければ、契約書を取り交わすことができない。

3 契約書を取り交わしたときは、速やかに課長等まで供覧する。

第3章 随意契約の手続き

（随意契約の相手方）

第12条 随意契約の方法により締結する契約の相手方は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者とする。

（指名見積合せの手続き）

第13条 電力調達契約を指名見積合せの方法により締結しようとするときは、一次伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

(1) 指名見積合せ参加者選考調書

(2) 指名通知書

(3) 契約書及び仕様書

(4) 積算根拠書類

(5) その他必要と認める書類

2 指名見積合せの執行手順は、この要領に特別の定めがある場合を除き、事務取扱要領第24条、第89条及び第90条（第2項第2号を除く。）の規定を準用する。

3 第11条の規定は、指名見積合せによる契約の締結の決定等について準用する。

（特定随意契約の手続き）

第14条 電力調達契約を特定随意契約の方法により締結しようとするとき（第7条で規定する契約の更新を行う場合を含む。）は、随契伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

- (1) 積算根拠書類
- (2) 供給約款
- (3) その他必要と認める書類

- 2 特定随意契約の方法により契約を締結するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。
- 3 随契約の決裁が終了したときは、速やかに相手方に対して、電力調達契約に係る申込みを行うものとし、相手方より契約の締結を証する書面の交付を受けたときは、速やかに課長等まで供覧する。
- 4 前項の規定は、第7条で規定する契約の更新を行う場合には適用しない。

第4章 入札等情報の公表

(入札等情報の公表)

第15条 電力調達契約（政府調達対象契約を除く。）に係る入札等情報の公表に関する手続きについては、札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領（平成25年12月2日財政局契約管理担当局長決裁。以下「公表要領」という。）の規定の例による。

(政府調達対象契約)

第16条 政府調達対象契約に係る入札等情報の公表その他の取り扱いについては、公表要領、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）及び札幌市契約公報発行規則（平成7年規則第81号）で規定する特定調達契約の手順の例による。

第5章 補則

(契約の報告)

第17条 管財部長は、必要があると認めるときは、各部の庶務担当課長に対し、当該部内における電力調達契約の状況について報告を求めることができる。

(契約の様式)

第18条 電力調達契約の事務を処理するうえで必要な様式については、別記に定めるもののほか、札幌市物品・役務契約等事務様式基準（平成20年3月28日管財部長決裁）によるものとする。

（委任）

第19条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年4月2日以後に契約に係る手続きを開始するものについて適用する。
- 3 この要領の施行の際、現に電力の供給を一般送配電事業者から受けているものについては、この要領の規定に基づき契約を締結し、又は更新したものとみなす。

附則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成29年2月28日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものについて、適用しない。

附則

- 1 この要領は、令和2年6月30日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年6月2日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年8月10日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。ただし、施行の日前において行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるもの、及び施行の日以後に締結した契約で履行の開始が令和5年3月31日以前のものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年6月6日から施行する。
- 2 改正後の別記様式の規定は、施行の日以後に告示その他の契約の申し込みの誘引を行うものについて適用し、同日前に告示その他の契約の申し込みの誘引を行うものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、この要領の施行の日前に締結された電力調達契約に基づく同日以後の履行分についても適用する。

別記

様式番号	様式名
様式 1	電力の調達伺（一次伺）
様式 2	電力調達契約締結伺（二次伺）
様式 3	電力の調達伺（随契伺）
様式 4－1	札幌市電力調達契約標準契約書（高圧）
様式 4－2	札幌市電力調達契約標準契約書（低圧）
様式 5－1	単価一覧
様式 5－2	単価一覧（平日・休日別）
様式 6－1	調達仕様書（高圧）
様式 6－2	調達仕様書（低圧）
様式 6－3	仕様書別記一覧
様式 7－1	契約単価積算内訳書（単独施設、月別）
様式 7－2	契約単価積算内訳書（単独施設、月別、平日・休日別）
様式 7－3	契約単価積算内訳書（複数施設）
様式 7－4	契約単価積算内訳書（複数施設、平日・休日別）
様式 7－5	契約単価積算内訳書（複数施設、月別）
様式 7－6	契約単価積算内訳書（複数施設、月別、平日・休日別）

		電力の調達伺（第 1 次伺）			
年 月 日 起案		Tel			
年 月 日 決裁					
主 管	局 長	部 長	課 長	係 長	係
合 議					

下記のとおり、電力の調達を行ってよろしいか伺います。

案 件 名 称				
予定使用電力量	k W h	仕 様 書 等	別添 のとおり	
調 達 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
予 算 科 目 (年度)	款) 大) 項) 中) 目) 小) 節)			
支出予定価格 (積算額)	総額 円 (初年度 円)			
積 算 書 等	別添 のとおり			
契 約 方 法 等	☐ 一般競争入札 (一般競争入札参加資格条件等調書 別添 のとおり) (1) 告示 (案) 別添 のとおり、 庁舎前掲示板に掲示する。 (2) 公示日及び期間 告示日 年 月 日、局 H P 掲載日 年 月 日 契約管理課 H P 掲載日 年 月 日 公告期間 年 月 日～入札期日前日 年 月 日 (日間) (3) 契約公報 札幌市契約公報 (年 月 日号) に登載する。 (4) 入札説明書 (案) 別添 (契約書案 別添) のとおり ☐ 指名見積合せ (1) 指名競争入札 (見積合せ) 参加者選考調書 別添 のとおり (2) 指名通知 (案) 別添 (契約書案 別添) のとおり 通知方法 ☐ 送付 ☐ 電子メール ☐ その他 ()			
入札保証金	☐ 免除 (札幌市契約規則第 6 条第 号による。) ☐ 納付 (札幌市契約規則第 5 条により、 円とする。)			
契約保証金	☐ 免除 (札幌市契約規則第 25 条第 号による。) ☐ 納付 (ただし、札幌市契約規則第 25 条に該当した場合は免除する。)			
入札等日時	年 月 日 時 分			

様式 2

		電力調達契約締結伺（第 2 次伺）			
年 月 日 起案		TEL			
年 月 日 決裁					
主 管	局 長	部 長	課 長	係 長	係
合 議					

下記のとおり、電力調達契約を締結してよろしいか伺います。

案 件 名 称					
予 算 科 目 (年 度)	款) 大) 項) 中) 目) 小) 節)				
予定使用電力量	k W h				
入札等手続き	☐ 一般競争入札 ☐ 指名見積合せ				
入札書比較価格	円				
予定価格調書	☐ あり 別添 のとおり ☐ なし				
入札等執行調書	別添 のとおり				
契約の相手方 (契約予定者)					
契約 (落札) 金額	円 (消費税及び地方消費税の額を含む)				
入札書、委任状等	別添 のとおり				
契約保証金	☐ 免除 (札幌市契約規則第 25 条第 号による。) ☐ 納付 (札幌市契約規則第 24 条により、 円とする。)				
契約書 (案)	別添 のとおり				
☐ 政府調達協定適用案件の落札者等の告示 (1) 告示 (案) 別添 のとおり (2) 告示年月日 年 月 日 (3) 告示方法 庁舎前掲示板に掲示する。 (4) 契約公報登載日 年 月 日発行の契約公報に登載する。					
入 札 等 結 果 の 局 等 H P 掲 載	☐ 対象外 (☐ 基準額以下 ☐ その他 ()) ☐ 対象 (掲載予定日 年 月 日)				

様式 3

		電力の調達伺（随契伺）			
年 月 日 起案		TEL			
年 月 日 決裁					
主 管	局 長	部 長	課 長	係 長	係
合 議					

下記のとおり、(☐ 随意契約による電力の調達 ☐ 契約の更新) を行ってよろしいか伺います。

案 件 名 称	(他 件。 ☐ 詳細別添一覧のとおり)				
予定使用電力量	計 k W h (☐ 詳細別添一覧のとおり)				
調 達 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
予 算 科 目 (年度)	款) 大) 項) 中) (目) 小) 節)				
支出予定価格	総額 円 (☐ 詳細別添一覧のとおり) (初年度 円)				
随 契 理 由	☐ 札幌市電力調達契約事務取扱要領第 4 条第 1 項 第 1 号 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号) ☐ " 第 2 号 (" 第 9 号) ☐ " 第 3 号 (" 第 2 号) ☐ " 第 4 号 (" 第 1 号) ☐ " 第 5 号 (☐ 特例政令第 11 条第 1 項第 1 号) ☐ " ☐ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) ☐ " 第 6 号 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) ☐ " 第 7 号 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)				
契約の相手方	☐ 北海道電力株式会社 ☐ 上記以外の小売電気事業者 ()				
契約保証金	☐ 免除 (札幌市契約規則第 25 条第 号による。) ☐ 納付 (札幌市契約規則第 24 条に基づき、 円とする。)				
☐ 政府調達協定適用案件の落札者等の告示 (1) 告示 (案) 別添 のとおり (2) 告示年月日 年 月 日 (3) 告示方法 庁舎前掲示板に掲示する。 (4) 契約公報登載日 年 月 日発行の契約公報に登載する。					
入札等結果の局 等 H P 掲 載	☐ 対象外 (☐ 基準額以下 ☐ その他 ()) ☐ 対象 (掲載予定日 年 月 日)				

契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、〇〇〇で使用する電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この約款に定める承諾、通知、請求、催告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約金額）

第 2 条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」の単価とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（契約期間）

第 3 条 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ仕様書に示す予定使用電力量（以下「予定使用電力量」という。）を基にして第 11 条第 2 項の規定により計算して得た額）の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又

は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約電力)

第 6 条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、仕様書に示す契約電力による。

(契約電力の変更)

第 7 条 契約電力が 500kW 以上の施設において、前条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

2 発注者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

3 契約電力が 500kW 未満の施設の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力が 500kW 以上となる場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(使用電力量の増減)

第 8 条 発注者がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第 9 条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して 10 日以内に検査を終えなければならない。

3 前 2 項のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(電気料金の算定期間)

第 10 条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第 11 条 受注者は、第 9 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定する。

(1) 仕様書別記一覧に示す契約電力に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額を合算した額

(2) 力率の変動、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 36 条に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）

3 前項の電気料金の算定に際し 1 円未満の端数が生じる場合は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第 3 号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。

4 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に電気料金を支払わなければならない。

5 請求にあたり、需要場所ごとに算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、取り決めるものとする。

6 発注者の責めに帰すべき事由により、第 4 項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。

7 発注者がその責めに帰すべき事由により第 9 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

8 第 6 項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8

条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号)において定める割合で算定した金額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(算式) 再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数は切捨てとする。

(事情変更)

第 12 条 この契約を締結した後において、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

3 電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、通知をもって協議に代えることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

(損害賠償の負担)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による電力供給の停止等により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

3 第 1 項の規定による発注者に対する損害賠償の額は、第 14 条の 2 の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内において電力供給を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 電力供給が履行不能であるとき。

(2) 電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(5) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(6) 第 5 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 7 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

注 政府調達対象契約については、次の 2 項を追記。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 14 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は、解除日から契約期間の満了日までの間に対応する予定使用電力量を基にして第 11 条第 2 項の規定により計算して得た額の 100 分の 10 に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平

成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第 15 条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による電力の供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令) が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。) したとき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

- 3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

- 3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(資料の提供)

第 17 条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第 18 条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

(契約保証金の返還)

第 19 条 発注者は、受注者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第 21 条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者	札幌市
代表者	市長

受注者	住 所
	商号又は名称
	職・氏名

契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、〇〇〇で使用する電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この約款に定める承諾、通知、請求、催告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約金額）

第 2 条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」の単価とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（契約期間）

第 3 条 契約の期間は、 年 月の検針日から 年 月の検針日前日までとする。ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ仕様書に示す予定使用電力量（以下「予定使用電力量」という。）を基にして第 11 条第 2 項の規定により計算して得た額）の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又

は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約容量、契約電力又は契約電流)

第6条 この契約における契約容量、契約電力又は契約電流(以下「契約電力等」という。)は、仕様書別記一覧のとおりとする。

(契約電力等の変更)

第7条 発注者又は受注者は、前条に規定する契約電力等を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

2 前項に掲げるもののほか、契約電力等の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(使用電力量の増減)

第8条 発注者がこの契約により使用する電力量(以下「使用電力量」という。)は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第9条 計量値は、当該地域における電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定めた検針日に基づき通知された値とし、受注者は、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して10日以内に検査を終えなければならない。

3 前2項のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(電気料金の算定期間)

第10条 電力の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第11条 受注者は、第9条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。ただし、請求は書面によるものとし、発行に係る手数料等は受注者の負担とする。

注 複数施設を取りまとめた場合において、請求を需要場所に応じて分けたいときは、「請求は仕様書別記一覧の需要場所ごとに行う。」を追加する。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定する。

- (1) 仕様書別記一覧に示す契約電力等に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額を合算した額
 - (2) 力率の変動、燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整、その他の要因（一般送配電事業者が定める託送条件等）による電気料金の調整額
 - (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 36 条に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）
- 3 前項の電気料金の算定に際し 1 円未満の端数が生じる場合は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第 3 号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。
- 4 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に電気料金を支払わなければならない。
- 5 請求にあたり、需要場所ごとに算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、取り決めるものとする。
- 6 発注者の責めに帰すべき事由により、第 4 項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。
- 7 発注者がその責めに帰すべき事由により第 9 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。
- 8 第 6 項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で算定した金額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（算式）再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端

数は切捨てとする。

(事情変更)

第 12 条 この契約を締結した後において、需要場所の増減、契約電力等の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適當となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

3 電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、通知をもって協議に代えることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から 10 日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

(損害賠償の負担)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき事由による電力供給の停止等により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

3 第 1 項の規定による発注者に対する損害賠償の額は、第 14 条の 2 の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内において電力供給を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 電力供給が履行不能であるとき。

(2) 電力供給の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 電力供給の一部の履行が不能である場合又は電力供給の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契

約をした目的を達することができないとき。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (5) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (6) 第 5 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号(第7号を除く。)に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

注 政府調達対象契約については、次の2項を追記。

5 発注者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は、解除日から契約期間の満了日までの間に対応する予定使用電力量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する金額(発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第 15 条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による電力の供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

（資料の提供）

第 17 条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

（守秘義務）

第 18 条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

（契約保証金の返還）

第 19 条 発注者は、受注者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保

証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第 21 条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者	札幌市
代表者	市長

受注者	住 所
	商号又は名称
	職・氏名

単 価 一 覧

案件名: ○○○で使用する電力

No.	需要場所	基本料金(円)注2		電力量料金(円) 注3	〇〇 割引・割増 (円)注4
		契約電力等1〇 (契約内容に応じてkW等の単位を記載)につき	全く電気を 使用しない場合	1kWhにつき	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

注1 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。

注2 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。)とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100(\text{パーセント})$$

※ 平均力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

※ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

注3 電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。なお、低圧電力の場合は市場価格調整は行わない。

注4 その他割引等を設定する場合に記載する。

単 価 一 覧

案件名：〇〇〇で使用する電力

No.	需要場所	基本料金(円)注2		電力量料金(円) 注3、4		〇〇 割引・割増 (円)注5
		契約電力等1〇 (契約内容に応じ てkW等の単位を 記載)につき	全く電気を 使用しない場合	種別	1kWhにつき	
1				平日		
				休日		
2				平日		
				休日		
3				平日		
				休日		
4				平日		
				休日		
5				平日		
				休日		
6				平日		
				休日		
7				平日		
				休日		
8				平日		
				休日		
9				平日		
				休日		
10				平日		
				休日		
11				平日		
				休日		
12				平日		
				休日		

注1 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。

注2 基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。)とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

平均力率＝
$$\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 (\text{パーセント})$$

※ 平均力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

※ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

注3 電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。なお、低圧電力の場合は市場価格調整は行わない。

注4 電力量料金は、その1月の平日・休日別の使用電力量によって算定することとし、平日に使用された電力量には平日料金を、休日に使用された電力量には休日料金をそれぞれ適用する。

なお、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいう。

注5 その他割引等を設定する場合に記載する。

電力調達仕様書（高圧）

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、〇〇〇で使用する電力の調達について適用する。

- (2) 需要場所 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり
(3) 用途 }

2 調達仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式
イ 供給電圧（標準電圧）
ウ 計量電圧（標準電圧）
エ 標準周波数
オ 受電方式
カ 自家発電設備
キ 蓄熱設備等
- } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり

(2) 契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

- ア 契約電力 別紙「仕様書別記一覧」のとおり（※需要場所が 1 か所の場合等は、〇kW 等記載しても可）
イ 予定使用電力量 〇〇〇kWh

(3) 調達期間

年 月 日 0 時から 年 月 日 24 時まで

(4) 需給地点

- (5) 電気工作物の財産分界点 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり
(6) 保安上の責任分界点 }

(7) 力率

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位を四捨五入とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとする。）

(8) その他

- ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費調整、市場価格調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

3 添付資料（必要に応じて電力負荷曲線（ロードカーブ）・平日、休日別電力使用量等のデータを添付すること。）

電気調達仕様書（低圧）

1 概要

（１）適用範囲

本仕様書は、〇〇〇で使用する電力の調達について適用する。

（２）需要場所 別紙「仕様書別記一覧」のとおり

2 調達仕様

（１）供給電気方式等

ア 供給電気方式

イ 供給電圧（標準電圧）

ウ 計量電圧（標準電圧）

エ 標準周波数

オ 受電方式

カ 自家発電設備

キ 蓄熱設備等

別紙「仕様書別記一覧」のとおり

（２）契約容量、契約電力又は契約電流（以下、「契約電力等」という。）

及び予定使用電力量

ア 契約電力等 別紙「仕様書別記一覧」のとおり（※需要場所が1か所の場合等は、〇kW等記載しても可）

イ 予定使用電力量 〇〇〇kWh

（３）調達期間

年 月の検針日から 年 月の検針日前日まで

（４）需給地点

（５）電気工作物の財産分界点

（６）保安上の責任分界点

別紙「仕様書別記一覧」のとおり

（７）その他

ア 電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内のみなし小売電気事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

イ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

[illegible]

契約単価積算内訳書

需要場所 ○○

(消費税込)

No.	月別	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)			〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a 単位	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×力率割 引(注3)) c	予定使用 電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1	〇年〇月			100				0.00		0
2	〇年〇月			100				0.00		0
3	〇年〇月			100				0.00		0
4	〇年〇月			100				0.00		0
5	〇年〇月			100				0.00		0
6	〇年〇月			100				0.00		0
7	〇年〇月			100				0.00		0
8	〇年〇月			100				0.00		0
9	〇年〇月			100				0.00		0
10	〇年〇月			100				0.00		0
11	〇年〇月			100				0.00		0
12	〇年〇月			100				0.00		0
合計		0				0				0

注1 この契約単価積算内訳書は、入札書と一体となって構成されているため、入札に当たっては、入札書に添付して提出する必要があります。

なお、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することも可とします。

注2 基本料金及び電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含む額とし、合計金額の単位は1円とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

注3 基本料金において力率割引がある場合の基本料金小計は、次の計算式によるものとします。

【計算式】契約電力(a)×基本料金単価(b)×(185-力率)／100＝小計(銭単位まで記載可)

注4 電力量料金単価が2種類以上ある場合は列を追加してください。

注5 その他割引等を設定する場合は、g列に記載してください。

合 計 金 額 0 円

入札金額	0.00	円
------	------	---

(※上記「合計金額」の100/110相当額(小数点第3位切り上げ)を記載すること。)

(商号又は名称)

需要場所 ○○

No.	月別	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)				〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a 単位	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×力率割 引(注3)) c	種別	予定使用 電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
2	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
3	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
4	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
5	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
6	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
7	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
8	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
9	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
10	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
11	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
12	〇年〇月				100	平日			0.00		
						休日			0.00		
合計		0					0				

注1 この契約単価積算内訳書は、入札書と一体となって構成されているため、入札に当たっては、入札書に添付して提出する必要があります。
なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することも可とします。

注2 基本料金及び電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含む額とし、合計金額の単位は1円とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

注3 基本料金において力率割引がある場合の基本料金小計は、次の計算式によるものとします。
【計算式】契約電力(a)×基本料金単価(b)×(185-力率)/100=小計(銭単位まで記載可)

注4 電力量料金単価が2種類以上ある場合は列を追加してください。

注5 その他割引等を設定する場合は、g列に記載してください。

入札金額	0.00	円
------	------	---

(※上記「合計金額」の100/110相当額(小数点第3位切り上げ)を記載すること。)

(商号又は名称)

案件名 ○○○で使用する電力

No.	需要場所	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)			〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a 単位	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×12×力 率割引(注3)) c	年間予定 使用電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1				100			0.00		0	
2				100			0.00		0	
3				100			0.00		0	
4				100			0.00		0	
5				100			0.00		0	
6				100			0.00		0	
7				100			0.00		0	
8				100			0.00		0	
9				100			0.00		0	
10				100			0.00		0	
11				100			0.00		0	
12				100			0.00		0	
合計		0				0				0

(商号又は名称)

契約単価積算内訳書

案件名 ○○○で使用する電力

(消費税込)											
No.	需要場所	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)				〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a <div>単位</div>	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×12×力 率割引(注3)) c	種別	年間予定 使用電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
2				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
3				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
4				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
5				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
6				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
7				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
8				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
9				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
10				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
11				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
12				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
合計		0					0				0

注1 この契約単価積算内訳書は、入札書と一体となって構成されているため、入札に当たっては、入札書に添付して提出する必要があります。
なお、この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することも可とします。

注2 基本料金及び電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含む額とし、合計金額の単位は1円とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとします。

注3 基本料金において力率割引がある場合の基本料金小計は、需要場所ごとに次の計算式によるものとします。
【計算式】契約電力(a)×基本料金単価(b)×12×(185-力率)÷100=小計(銭単位まで記載可)

注4 電力量料金単価が2種類以上ある場合は列を追加してください。

注5 その他割引等を設定する場合は、g列に記載してください。

合 計 金 額 0 円

入 札 金 額 0.00 円

(※上記「合計金額」の100/110相当額(小数点第3位切り上げ)を記載すること。)

(商号又は名称)

契約単価積算内訳書

案件名 ○○○で使用する電力

○年○月分										(消費税込)
No.	需要場所	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)			〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a <small>単位</small>	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×力率割 引(注3)) c	予定使用 電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1				100				0.00		0
2				100				0.00		0
3				100				0.00		0
4				100				0.00		0
5				100				0.00		0
6				100				0.00		0
7				100				0.00		0
8				100				0.00		0
9				100				0.00		0
10				100				0.00		0
11				100				0.00		0
12				100				0.00		0
○年○月分計		0				0				0

- 注1 この契約単価積算内訳書は、入札書と一体となって構成されているため、入札に当たっては、入札書に添付して提出する必要があります。
なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することも可とします。
- 注2 基本料金及び電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含む額とし、合計金額の単位は1円とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
- 注3 基本料金において力率割引がある場合の基本料金小計は、需要場所ごとに次の計算式によるものとします。
【計算式】契約電力(a)×基本料金単価(b)×(185-力率)／100＝小計(銭単位まで記載可)
- 注4 電力量料金単価が2種類以上ある場合は列を追加してください。
- 注5 その他割引等を設定する場合は、g列に記載してください。

※ 調達期間に応じて、月ごとに作成します。

(商号又は名称)

契約単価積算内訳書

案件名 ○○○で使用する電力

○年○月分

(消費税込)

No.	需要場所	基本料金(円、銭単位まで記載可)				電力量料金(円、銭単位まで記載可)				〇〇 割引・割増 (円、銭単位まで 記載可) g	合計 (c+f±g、円未 満の端数切捨 て) h
		契約 電力等 a 単位	基本料金単価 b	力率 (%)	小計 (a×b×力率割 引(注3)) c	種別	予定使用 電力量 (kWh) d	電力量料金 単価 e	小計 (d×e) f		
1				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
2				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
3				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
4				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
5				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
6				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
7				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
8				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
9				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
10				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
11				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
12				100		平日			0.00		0
						休日			0.00		
〇年〇月分計		0					0				0

注1 この契約単価積算内訳書は、入札書と一体となって構成されているため、入札に当たっては、入札書に添付して提出する必要があります。

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することも可とします。

注2 基本料金及び電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含む額とし、合計金額の単位は1円とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

注3 基本料金において力率割引がある場合の基本料金小計は、需要場所ごとに次の計算式によるものとします。

【計算式】契約電力(a)×基本料金単価(b)×(185-力率)÷100=小計(銭単位まで記載可)

注4 電力量料金単価が2種類以上ある場合は列を追加してください。

注5 その他割引等を設定する場合は、g列に記載してください。

※ 調達期間に応じて、月ごとに作成します。

(商号又は名称)